

吹田市新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等におけるPCR検査等実施支援事業 Q&A

(令和5年4月1日時点)

Q1 補助対象期間を教えてください。

A1 令和4年度分は、令和4年(2022年)4月1日(抗原定性検査は、令和4年(2022年)6月1日)から令和5年(2023年)3月31日まで、令和5年度分は令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの新規入所者等に対する検査及び当該期間に実施した検査の費用が補助対象となります。

Q2 PCR検査等を実施する医療機関を紹介してもらえますか。

A2 医療機関の紹介は行っていません。PCR検査等の自費検査を実施している医療機関をインターネット等で検索いただくか、提携・契約いただいている協力医療機関等にご相談ください。

Q3 補助申請の詳細を教えてください。

A3 補助金の申請は、1か月毎に行っていただきます。
具体的には、1日から月末までに実施した検査分を、翌月10日までに申請いただきます。(3月のみ申請日は3月31日となります。)

Q4 新規入所者等が、検査のために医療機関に行く手段をどの様に考えていますか。

A4 基本的には、ご家族に送迎をお願いしたいと考えております。
送迎いただける方がいらっしゃらない場合は、介護サービスの訪問介護のご活用等でご対応いただければと考えております。

Q5 新規入所者等に検査費用の一部を負担していただいてもいいですか。

A5 当該事業は、検査費用を高齢者施設等が全額負担した場合のみ補助いたします。

Q6 新規入所者等の範囲を教えてください。

A6 次に掲げる方です。

- ① 高齢者施設等に新規で入所される方。
- ② 特別養護老人ホームや介護老人保健施設のショートステイ利用者。
- ③ 既に入所されている方が病院に入院し、退院後に再入所される場合。
- ④ 既に入所されている方がご自宅等に一時帰宅した後、再入所される場合。

Q7 検査を受検したが、入所できなかった場合も補助対象となりますか。

A7 検査後に体調不良等で入所出来なかった場合も補助対象とします。

Q8 補助申請時に添付する検査の支払いを証明する書類の詳細を教えてください。

A8 高齢者施設等が医療機関等に直接検査費用を支払った場合はその領収書の写し[※]。

新規入所者等が検査費用を医療機関等に一旦支払い、当該経費を高齢者施設等が新規入所者等に全額支給した場合は、それぞれに発行された領収書の写しをご提出ください。

※ 体外診断用医薬品(検査キット)の購入等で、領収書に検査対象者名が記載されていない場合は、新規入所者等に対して検査を実施したことを証明する書類(任意様式)を領収書に添付してください。

Q9 検査費用以外の経費は補助対象となりませんか。

A9 医療機関等での検査費用のみ補助対象となります。送迎費用等は補助対象外です。

体外診断用医薬品(検査キット)を使用した検査については、新規入所者等に対して実際に使用した分の検査キット購入費のみが補助対象となります。

Q10 新規入所者等に対する検査は、市として義務と考えていますか。

A10 義務ではありません。市としてはクラスターの発生を防止するため、PCR検査等の実施を推奨しますが、実施については施設毎に判断いただきたいと考えております。

Q11 入所何日前の検査が補助対象となるかの基準はありますか。

A11 施設ごと、入所者ごとの事情や状況があることから、市としての基準は設定しません。

Q12 簡易検査キットによる検査は、補助対象となりますか。

A12 令和4年(2022年)6月1日より、薬事承認された体外診断用医薬品(検査キット)を使用した検査を補助対象としています。

研究用として販売されている検査キットは補助対象外ですので、ご注意ください。